

平成25年2月  
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成25年2月20日 開会

平成25年2月20日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

# 平成25年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目次

### ○会議録 [2月20日(水)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議案第1号から議案第8号まで一括議題 (平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算他7件)	4
閉会	12

平成25年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成25年2月20日

開会 午後2時03分

閉会 午後2時23分

平成25年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成25年2月20日（水曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県庁北新館3階）

会議に出席した議員（14名）

2番 獅山 向洋	3番 藤井 勇治
4番 富士谷 英正	5番 平沢 克俊
6番 宮本 和宏	7番 野村 昌弘
8番 正木 仙治郎	9番 山仲 善彰
10番 谷畑 英吾	14番 岡村 明雄
16番 宇野 一雄	17番 伊藤 定勉
18番 北川 豊昭	19番 久保 久良

会議に欠席した議員（4名）

1番 越 直美	12番 西澤 久夫
13番 泉 峰一	15番 竹山 秀雄

欠員（1名）

11番

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	橋川 渉	副広域連合長	村西 俊雄
副広域連合長	古川 源二郎	事務局長	西田 一廣
事務局次長	川北 美成	業務課長	高田 秀樹

職務のため出席した者の職氏名

書記	一丸 裕介	書記	井口 明洋
----	-------	----	-------

## 議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 1 号から議案第 8 号  
(平成 25 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
他 7 件)

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号から議案第 8 号  
(平成 25 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
他 7 件)

## 議事の経過

開会 午後2時03分

(開会 開議)

○議長（藤井勇治君） ただいまから、平成25年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は14名、欠席議員は4名。

欠席議員は、越直美議員、西澤久夫議員、泉峰一議員、竹山秀雄議員であります。

また、関係市町の長でなくなったことから、高島市選出の広域連合議会議員が1名欠員となっておりますので、ご報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（藤井勇治君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第5条第2項の規定により指定いたします。

平沢克俊議員は5番に指定いたします。

(日程第2)

○議長（藤井勇治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、14番岡村明雄議員、16番宇野一雄議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長（藤井勇治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤井勇治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

（日程第 4）

○議長（藤井勇治君） 日程第 4、議案第 1 号から議案第 8 号までを一括議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記（井口明洋君） 議件を朗読いたします。

議案第 1 号平成 25 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第 2 号平成 25 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第 3 号平成 24 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）、議案第 4 号平成 24 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 5 号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、議案第 8 号滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上です。

○議長（藤井勇治君） 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（橋川 渉君） はい、議長。

○議長（藤井勇治君） はい、連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成 25 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、提出しました諸案件の審議を願うに当たりまして、その概要を説明させていただきますとともに 11 月議会定例会以降の状況など、諸般の報告をさせていただきます。

昨年 12 月 16 日の第 46 回衆議院議員選挙の結果、新しい政権がスタートし 2 ヶ月が経過しようとしております。

この間、国においては、日本経済再生に向けて緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算案と平成25年度予算案とが一体的なものとして、15ヶ月予算として編成されました。とりわけ、補正予算総額1兆3千億円はリーマンショック後の平成21年度補正予算に次ぐ過去2番目の規模となっております。

今回の経済対策の成果は、平成26年4月の消費税率引き上げに当たっての経済状況の判断に大きな影響を与えるものと思われませんが、税率引き上げが社会保障の安定財源を確保するためでもあることを考えますと、今後の状況を注視していく必要があると考えております。

一方、社会保障制度改革につきましては、昨年11月30日に国民会議の初会合が開かれ、医療、介護、年金、少子化対策の4テーマを中心に議論が進められております。

この中で委員からは、「持続可能な社会保障制度とするため、給付と負担のあり方について検討すべきである。」ということや、特に、高齢者医療制度のあり方に関しましては、「医療保険制度を持続可能にする観点から、現役世代が支えていくためにはどうすればいいか議論すべき。」などの意見が出されております。

現在までは総論的な議論にとどまっていますが、今後個別の検討に入り、会議の設置期限である今年の8月21日までには一定の結論が得られるものと認識しております。

広域連合としましては、引き続き情報収集に努めるとともに、被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただけるよう、必要に応じ、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ国へ要望するなど、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、医療費の動向について申し上げます。

被保険者1人当たりの医療費についてであります。平成24年3月から11月診療分までの9ヶ月の実績で、前年同期比0.08%の伸びとなっております。

第3期の保険料率算定時には、1人当たりの医療費の伸びを1.32%と見込んでおりましたが、これまでのところ、それを下回り、財政的に比較的安定した運営状況となっております。

なお、医療費の伸びが鈍化している状況は、全国的な傾向と言えます。厚生労働省の平成23年患者調査では、前回の平成20年度調査と比べ、入院が減少する一方で、外来通院が増加しており、この入院から外来へのシフトについて、厚生労働省は、「在宅医療へ

の移行促進や医療の高度化に伴い外来で治療可能な技術が増えたことが要因」と分析しております。

本県におきましては、こうした傾向が今年度も継続し、入院にかかる医療費の削減につながっていることが、低い伸びとなっているひとつの要因ではないかと考えているところでございます。また、このことは、在宅医療に欠かせない訪問看護療養費が17.25%の高い伸びとなっていることにも顕著に表れております。

まもなく年度末を迎えるに当たり、例年になく低い伸びとなっている医療費ですが、厳しい寒さが続き、今後増大する懸念もありますことから、引き続きその動向を注視し、適正な保険給付に努めてまいり所存であります。

次に、平成25年度の予算編成についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、国では、「今後の高齢者医療制度のあり方」について議論されておりますが、当広域連合におきましては、引き続き着実な業務の運営を進めていく必要があります。

そこで、予算編成に当たりましては、「安心して医療を受けられる体制の推進」を目標に掲げ、1として「後期高齢者医療制度の着実な運営」、2として「財政基盤の安定運営」、3として「高齢者の健康づくりと医療費適正化の推進」の3つの基本方針を設定いたしました。

この基本方針に沿って、医療費の増大に的確に対処するとともに、市町の厳しい財政状況に鑑み、これまでも増して、事業の必要性や緊急性を十分検証しつつ、きめ細やかな施策に取り組むこと、さらには、第4期保険料期間を見据え安定した財政運営に努めることに主眼を置き、予算編成に取り組んでまいりました。

この結果、平成25年度の一般会計当初予算の総額は1億6,052万円、後期高齢者医療特別会計の総額は1,343億8,152万円、広域連合全体では1,345億4,204万円となり、前年度に比べて68億2,823万円、5.3%の増となりました。

なお、このうち特別会計におきまして、平成24年度中に想定外の医療費増が発生した場合における財政リスクを軽減するため、国から超過交付される療養給付費負担金22億9,553万円全額を返還するための予算を計上していることから、これを除きますと、

当初予算全体では前年度比45億3,270万円、3.5%の増となっております。

平成25年度の主な事業でございますが、基幹業務である保険給付を円滑かつ適正に行うとともに、高齢者の健康の保持増進を図るため、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業など「高齢者健康づくり基盤整備推進事業」を継続して推進してまいります。

また、年々増嵩する医療費の抑制対策としまして、「医療費通知」や「ジェネリック医薬品利用差額通知」を効果的に実施するとともに、市町との連携による「重複・頻回受診者訪問指導」や「健康診査」の取組により、高齢者の健康づくりと併せて医療費適正化の推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、議案第1号及び議案第2号は、平成25年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び特別会計予算でございます。

先ほど申しあげました、増嵩する医療費に対応する保険給付費や、高齢者の健康づくりのための取組、医療費適正化に要する経費などを計上しております。

次に、議案第3号及び議案第4号は、平成24年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の補正予算でございます。

今回の補正予算は、一般会計では、医療費適正化事業費や事務局運営費等の精査により減額を行うものです。

また、特別会計では、これまでの給付実績から今後の保険給付費を推計しましたところ、当初の予定を下回る見込みであることから、7億4,644万円を減額するとともに、平成25年度に実施する保険料軽減措置の経費が国から交付されるため、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てようとするものです。

さらに、想定外の医療費増に備えて国庫負担金が超過交付されることから、予備費を22億7,425万円増額するものであります。

次に、条例案件でございますが、議案第5号は、平成25年度における保険料の減額措置を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第6号は、平成25年度までの保険料減額措置の財源に充てるため、後期高齢者医療制度臨時特例基金を処分することができるようにするとともに、現在、平成25年3月31日となっている当該条例の失効期日を、国の通知に基づき、平成26年3月31日ま

で延長しようとするものでございます。

次に、議案第7号は、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴い、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する団体数に変更が生じるため、また、当該退職手当組合の事務所移転に伴い、組合規約を変更するために構成団体の協議が必要となることから、議会の議決を求めるものであります。

最後に、人事案件でございますが、議案第8号は、広域連合公平委員会委員である濱野徹夫氏が本年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を公平委員会委員として選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上8件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤井勇治君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第1号「平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第2号「平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第3号「平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第4号「平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第5号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第5号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第6号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第7号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組規約を変更することについて」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第8号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第 8 号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を  
求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第 8 号は、原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 25 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いた  
たします。

皆様ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 23 分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成25年2月20日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

藤井 勇 治

署 名 議 員

岡 村 明 雄

署 名 議 員

宇 野 一 雄